

つがいけマウンテンリゾート スノースポーツ指導等営業活動利用規約

梅池ゴンドラリフト株式会社、梅池観光開発株式会社及び株式会社白馬館によって構成される、つがいけマウンテンリゾート（以下「当スキー場」という。）は、スキー・スノーボードに代表されるスノースポーツ（以下「スノースポーツ」という。）の指導等その名称を問わず、当スキー場における営利を目的としたスノースポーツ指導等（以下「営業活動」という。）について、次の通り規約を定める。

（本規約の目的）

第1条

本規約は、当スキー場を利用する全てのお客様及び当スキー場従業員の安全確保を目的とする。

（本規約の対象）

第2条

本規約は、当スキー場で営業活動を行う者（以下「営業活動者」という。）の全てを対象とする。但し、山岳ガイド等、当スキー場の索道を利用して当スキー場外で営業活動を行う者は、この限りでない。

（登録申請）

第3条

営業活動者は、本規約に基づき申請を行い、許可を得て、当スキー場で営業活動を行わなければならない。

第4条

- 1 営業活動者は、営業活動を実施する日の1週間前までに、梅池スキー学校に対し、次の事項を記載した所定の申請用紙を利用して、書面又はメールによって申請しなければならない。
 - ① 申請者が法人の場合は法人名及び代表者名
 - ② 申請者が法人でない場合は代表者名
 - ③ 住所
 - ④ 電話番号
 - ⑤ e-mail アドレス
 - ⑥ 外国人の場合は、日本語で対応できる者の氏名及び電話番号。
 - ⑦ 当スキー場利用時の宿泊場所等滞在場所
- 2 申請の際には次の書類を添付しなければならない。
 - ① スノースポーツ指導者全員の氏名が記載された書面（形式は問わない）。
 - ② スノースポーツ指導者全員のスノースポーツ指導者資格の写し。
 - ③ 外国人の場合は、スノースポーツ指導者の就労ビザの写し。但し、短期滞在でビザ免除の範囲内において限定して活動する者については、この限りでない。
 - ④ 1事故3億円以上の損害賠償責任保険の保険証券又は付保証明書の写し。
- 3 申請したにも関わらず、営業活動を実施しない又は事前のキャンセル連絡がない場合、次回以降の申請を認めないことがある。

（審査許可）

第5条

当スキー場は、申請内容を審査した結果、営業活動を許可するに適切ではないと判断した場合、営業活

動を許可しないことがある。

(登録申請手数料の納付)

第6条

営業活動を許可された営業活動者（以下「許可営業活動者」という。）は、営業実施日前までにスノースポーツ指導者1名につき15,000円を拇池スキー学校に納めなければならない。但し、当スキー場が短期のスノースポーツ指導等であって、常時当スキー場でスノースポーツの指導等を行うものではないと認めた者に関しては、この限りでない。

(営業活動条件)

第7条

許可営業活動者は、次の事項を遵守し、安全で安心なスノースポーツを行わなければならない。

- ① 各種法令
- ② スノースポーツ安全基準
Standard On snow Sports Safty (スノースポーツ安全基準英語版)
- ③ Hakuba Valley Safety Tips
- ④ つがいけマウンテンリゾート約款
- ⑤ 自己のスノースポーツ指導者全員に当スキー場から貸与された腕章を常に使用させること。
- ⑥ 営業活動終了後、速やかに腕章を返却すること。
- ⑦ 許可された営業活動を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- ⑧ 登録申請料を収めた許可営業活動者は、当スキー場から貸与されたリフト券を使用すること。
- ⑨ スノースポーツ指導者及び受講者にヘルメットの着用を推奨すること。
- ⑩ スノースポーツ指導者等に対し、定期的に研修を行い、安全の質及び技術の向上に努めること。

(申請受付、営業活動の停止又は中止)

第8条

- 1 当スキー場は、次の何れかの事由に該当する場合、当スキー場の判断により、営業活動の申請受付を中止し、許可した営業活動を停止させることがある。
 - ① 天候により営業活動を行うことが困難である場合。
 - ② 当スキー場の利用者が著しく多い場合。
- 2 当スキー場は、前項の規定により生じた損害について、損害賠償等一切の責任を負わない。

(損害賠償責任)

第9条

- 1 当スキー場は、当スキー場の天候等の理由により、許可営業活動者の営業活動が変更、停止又は中止され、許可営業活動者に損害が生じた場合であっても、許可営業活動者に対して損害賠償等一切の責任を負わない。
- 2 許可営業活動者又はその受講者が第三者に損害を与えた場合、許可営業活動者は自己の責任と費用をもってこれを解決し、当スキー場に損害を与えてはならない。
- 3 許可営業活動者が、第8条の規定に反して当協議会に損害を与えた場合、当スキー場は、当該許可営業活動者に対し、相応の損害賠償を請求する。
- 4 許可営業活動者は、その受講者間及びその受講者と第三者間との紛争について全責任を負うものとし、当該紛争が原因で当協議会に損害を与えた場合、当スキー場に対して当該損害を賠償する責を負う。

(個人情報保護方針)

第10条

本規約に基づき当協議会が知り得る情報の管理及び取扱いについては、当スキー場を構成する各社が別途定める、次の個人情報保護方針によるものとする。

(準拠法・裁判管轄)

第11条

- 1 本利用規約の成立、効力発生及び解釈にあたっては日本法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (反社会的勢力の排除)

営業活動者は、本申請の際、法令等に定める反社会的勢力に該当するものではないことを、当協議会に対して保証する。

第13条 (本規約の改定)

本規約は予告なく改定される。

制定日：2025年2月21日

改定日：2026年10月1日

(第6条 登録申請手数料の納付/2026年11月1日適用)

つがいけマウンテンリゾート索道事業者

拇池ゴンドラリフト株式会社	代表取締役社長	久保恒雄
拇池観光開発株式会社	代表取締役社長	深澤幹彦
株式会社白馬館	代表取締役	松沢貞一

つがいけマウンテンリゾート索道事業者

梅池ゴンドラリフト株式会社 御中

梅池観光開発株式会社 御中

株式会社白馬館 御中

申 請 書

つがいけマウンテンリゾートスノースポーツ指導者等営業活動利用規約に従い、次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

法人名	※個人の場合は不記載
代表者名	
住所	
電話番号	
e-mail	
日本語対応者の氏名・電話番号	氏名
※外国人の場合のみ	電話番号
宿泊場所等の滞在先	

必要書類

- 1 本申請書
- 2 スノースポーツ指導者全員の氏名が記載された書面（形式は問わない）。
- 3 スノースポーツ指導者全員のスノースポーツ指導者資格の写し。
- 4 外国人の場合は、スノースポーツ指導者の就労ビザの写し。但し、短期滞在でビザ免除の範囲内において限定して活動する者については、この限りでない。
- 5 1 事故 3 億円以上の損害賠償責任保険の保険証券又は付保証明書の写し。

申請方法

- 1 申請先 梅池スキー学校
- 2 申請方法 必要書類を F A X 又は e-mail
 - ・ F A X 0 2 6 1 - 8 3 - 2 3 7 6
 - ・ e-mail tsuga-ss@otr.pxc.jp